

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：群馬県

1 地域活性化総合特別区域の名称

畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

本特区内の畜産バイオマス（家畜排せつ物）を有効活用することにより、エネルギー自立型畜産業を実現するとともに、地域のエネルギーを地域で賄う地産地消型エネルギー社会のモデル地域を形成する。エネルギー自立型畜産業を実現することにより、畜産経営基盤の強化を図り、我が国の畜産業が持続的に発展する新しいビジネスモデルを構築する。

また、家畜排せつ物を短時間でクリーンエネルギーに変換することにより、畜産臭気の対策を図り、赤城山の観光振興、畜産振興、エネルギー自立化等の地域全体の活性化に結びつけるとともに、グリーンイノベーションを創出し、低炭素社会の構築や環境保全に貢献する。さらに、県内中小企業の協力を得て、低温ガス化装置及び超省エネルギー炭化・灰化装置を製造することにより、県内製造業の活性化を図る。

畜産バイオマス発電は、事業主体が畜産農家、畜産農家の組合等の共同体、畜産業以外の事業者を想定したビジネスモデルを検討し、県内中小企業、NPO法人及び行政が、畜産農家等が実施する発電事業を支援する「群馬モデル」を確立する。

本特区における事業成果は、国内の畜産地域のほか、東南アジア、欧州、米国等の世界の畜産地域へ展開する。

解説：低温ガス化技術や、本技術を応用した超省エネルギー炭化・灰化技術は、平成18年から平成22年にかけて、(独)科学技術振興機構の地域結集型研究開発プログラムで産学官連携の共同研究を実施してきた。本プログラムでは、群馬県の課題を解決するために、低温ガス化技術は0.1t/日、超省エネルギー炭化・灰化技術は1t/日の小規模実証試験を行い、基礎技術を確立した。これらの技術の実用化・事業化を図るため、実証試験装置の規模を拡大し、畜産現場に設置・稼働して実用に耐えうることを証明するとともに、運転・維持管理の簡易性の向上やコスト低減策等を検討する。

【低温ガス化装置の導入効果】

水分調整を行った豚糞 20 トンは、飼養頭数 3.5 万頭に相当し、大規模養豚農家では 1 軒分、1 万頭規模養豚農家では 3.5 軒分、2 千頭規模養豚農家では 18 軒分に相当する。20t/日の低温ガス化装置で処理することにより、18,000kWh の電力を得ることができる。再生可能エネルギー特別措置法の成立により、全量を 15 円/kWh で売電できると仮定した場合、年間約 1 億円の収入となる。また、低温ガス化装置からの排熱を利用することで家畜糞の水分調整を行うことが可能となり、従来の高速発酵装置を用いた堆肥化に要する経費（堆肥 20t/日で年間約 2,500 万円の電気代）を削減することができる。さらに、低温ガス化装置の副産物として得られる酸化ニッケル微粒子を工業材料として提供することが可能になるほか、家畜糞を貯蔵することがなくなることで臭気対策にもつながる。

【超省エネルギー炭化・灰化装置の導入効果】

鶏糞は堆肥化されて流通しているが、本特区で実用化・普及を目指す技術は、600℃という低温で熱分解を行うことから、炭化物・灰化物に含まれる炭酸カルシウムが酸化カルシウムになることなく処理される。従来の炭化・灰化は、800℃以上で熱処理をすることから炭化物・灰化物中のカルシウムは酸化カルシウムとなり、肥料として散布すると強いアルカリ性を示していた。新しい装置は、耕種農家に受け入れてもらえる炭化物・灰化物を提供することが可能である。現在、養鶏農家は堆肥販売価格の約 2 倍の経費と約 60 日間の期間をかけて鶏糞堆肥を製造している。また、鶏糞堆肥の製造現場は広い保管場所を必要としている。60 日間の堆肥製造（発酵）は閉鎖された場所で行われることが少ないことから臭気の原因となっている。このようなことから、超省エネルギー炭化・灰化装置は、外部燃料を必要とせずに 600℃で炭化・灰化処理を行い、従来品と比較して品質に優れる炭化物・灰化物を製造するため、これを販売することで利益を得られる可能性がある。

② 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：低温ガス化装置の実用化（家畜排せつ物のエネルギー利用量）

数値目標(1)：0t/日（平成 23 年 9 月現在）→ 20t/日（平成 27 年度）

数値目標(1)-②：低温ガス化装置実用化システムへの参画事業者数(累計)

5(平成 25 年度)→15(平成 27 年度)

評価指標(2)：超省エネルギー炭化・灰化装置の実用化（鶏糞の炭化物・灰化物利用量）

数値目標(2) : 0t/日 (平成 23 年 9 月現在) → 20t/日 (平成 27 年度)

数値目標(2)-② : 超省エネルギー炭化・灰化装置実用化システムへの参画事業者数(累計)
6(平成25年度)→13(平成27年度)

3 特定地域活性化事業の名称

本区域内の畜産バイオマスを有効活用することにより、エネルギー自立型畜産業を実現し、我が国の畜産業が持続的に発展する新しいビジネスモデルを構築するとともに、地域のエネルギーを地域で賄う地産地消型エネルギー社会のモデル地域を形成するため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、世界最先端の技術である低温ガス化装置及び超省エネルギー低温炭化・灰化装置の実用化・事業化に係る取組を行っていく。

① 低温ガス化装置実証試験事業

(規制の特例措置 (地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業)、
別紙 2 - 1)

(地域活性化総合特区利子補給金、別紙 2 - 4)

② 超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業

(地域活性化総合特区利子補給金、別紙 2 - 4)

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定地域活性化総合特区事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

○超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業

(財政上の支援措置 (実証装置の製造費及びデータ収集・分析費 : 【経済産業省 : 地域イノベーション創出実証研究補助事業】) 別紙 2 - 3)

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置 (別紙 2 - 8)

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

別紙2－1 <規制の特例措置（低温ガス化装置実証試験事業）>

1 特定地域活性化事業の名称

低温ガス化装置実証試験事業（規制の特例措置（地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

事業実施者は透明性・公平性を担保した方法により選定された研究体

3 特定地域活性化事業の内容

① 事業概要

上記2に規定する者が、低温ガス化装置を早期に実用化することを目的として、特例措置の適用を受けて、本特区内の畜産現場で実証試験を行い、熱効率の高い商用ガス化発電のトータルシステムを検証し、低温ガス化装置を普及するための基礎を確立する。

② 事業に関与する主体

事業実施者は透明性・公平性を担保した方法により選定された研究体

③ 事業が行われる区域

前橋市の全域、桐生市の区域の一部（新里町）

④ 事業の実施期間

平成25年度～平成26年度

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

総合特別区域法の規定に基づく、いわゆる国と地方の協議会において群馬県が提案した規制の特例措置である「火力についての小出力発電設備を20kW未満とする電気事業法施行規則の緩和」に対して、担当省庁から示された本特区内で事業を実施するための条件を満たすことにより、保安規程の届出と電気主任技術者の選任が不要となるため、本事業の要となる畜産バイオマスを用いた低温ガス化発電の実証試験を円滑かつ速やかに実施することが可能となる。

本事業では、家畜排せつ物を処理し、電気出力として20kW規模の実証試験機を新たに構築する。また、低温ガス化装置における発電プロセスでの、タール改質炉への熱供給増加と、20kW程度のガスエンジン排熱の利用等により、発電効率の大幅な改善を実現するなど、熱効率の高い（エネルギー自立化）商用ガス化発電のプロセスを確立するとともに、事業化への移行がスムーズに行えるようにする。

4 当該特別の措置の内容

総合特別区域法の規定に基づく、いわゆる国と地方の協議会において群馬県が提案した規制の特例措置である「火力についての小出力発電設備を20kW未満とする電気事業法施行規則の緩和」により本事業の内燃力を原動力とする火力発電設備について電気出力が10kW以上20kW未満のものも、従前の事業用電気工作物から一般用電気工作物として位置付けられる。このことにより電気事業法で求めている保安規程の届出と電気主任技術者の選任が不要となるため、本事業の要となる畜産バイオマスを用いた低温ガス化発電の実証試験を円滑かつ速やかに実施することが可能となる。

本提案に対しては、担当省庁から事業を実施するための条件として、事故情報の収集、事故内容の調査・分析、国等への報告の仕組みの構築が求められた。そのため、本事業の実施にあたり専門家や学識経験者等で構成された「群馬県小規模内燃力発電設備安全評価委員会」を平成 24 年 11 月 12 日付けで設置した。

同委員会は、小出力発電設備（内燃力による火力発電設備）を提供する者（メーカー等）から提出された「小規模内燃力発電設備設置計画（仮称）」について、設置する同設備の仕様、燃料、能力、設置後の点検・メンテナンス体制、災害その他非常時における保安体制など、安全性確保の観点から評価を行い、前記事項等の適切性が認められたときは、提出された当該設備の設置を一般用電気工作物相当の位置付けにより行うことを承認することとする。

また、本事業の発電設備において事故等が発生した場合には、事故の未然・再発防止の観点から同委員会が事故情報の収集、事故内容の調査・分析を行い、これを国等の関係機関に報告する。

なお、委員会における事故報告の詳細については、電気事業法において実施されている事業用電気工作物における電気関係報告規則等を踏まえながら、委員会での協議のうえ決定することとする。

※ 前記の本特定地域活性化事業の実施条件に係る「群馬県小規模内燃力安全評価委員会」については、添付補足資料を参照。

別紙 2-3 <超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業（経済産業省：地域イノベーション創出実証研究補助事業）>

1 一般地域活性化事業の名称

《超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業》（経済産業省：地域イノベーション創出実証研究補助事業）

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

低温ガス化技術を応用した低温炭化・灰化装置を早期に実用化することを目的として、畜産現場で実証試験を行い、プラント設計・施工・制御技術を確立し、低温炭化・灰化装置を普及させるための基礎をつくる。

実証装置は、実用機 1/2 スケールの処理能力 10 t/日の装置とする。当該装置は、運転開始時に外部燃料を必要とするが、その後は外部燃料の使用量を極めて低く抑えて運転することが可能である。これは、600℃で鶏糞を熱処理する際に発生するタールを高効率触媒で効率良く水素やメタンなどの可燃性ガスに変換し、これをエネルギー源として利用することに基づくものである。また、熱処理炉の排熱を鶏糞の乾燥に利用することで、従来の堆肥化に要していたエネルギーを削減することができる。また、得られた炭化物・灰化物は、特殊肥料、特殊肥料原料、化成肥料原料等としての用途がある。

実証装置は、低酸素濃度の内燃式ロータリーキルン炉に高性能触媒層を備えることで、従来の炭化炉と比較して著しいエネルギー効率を得ることができる。また、タールを完全分解することから、機械装置不具合の主な原因を取り去ることができ、順調な運転が期待される。

この装置を畜産現場に設置して実証試験を行うことで、実用規模装置（20 t/日）の設計、製造につなげていく。

② 支援措置の内容

超省エネルギー炭化・灰化実証装置の製造費及びデータ収集・分析費に対する補助

③ 事業実施主体

事業実施者は透明性・公平性を担保した方法により選定された研究体

④ 事業が行われる区域

前橋市の区域、桐生市新里町の区域

⑤ 事業の実施期間

平成 24 年度

⑥ その他

特になし

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1 / 2】

1 特定地域活性化事業の名称

低温ガス化装置実証試験事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社群馬銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、世界最先端の低温ガス化技術を早期に実用化し、エネルギー自立化と環境調和型畜産業を実現するために、畜産バイオマスという再生可能エネルギーを用いた低温ガス化装置の実証試験を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。低温ガス化装置の実証試験事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「安全・安心な畜産物を持続的に供給する畜産業としていくため、畜糞というバイオマス資源を有効に活用し、従来から研究を進めてきた世界最先端の新技术である家畜排せつ物の低温ガス化技術等を導入することでエネルギーの自立化を図り、さらに原料をたい肥化することなく処理することで過剰施肥対策と臭気対策を講じることができる環境調和型の畜産業としていくことが必要である」及びその解決策である「世界最先端の低温ガス化技術やこれを応用した超省エネルギー炭化・灰化装置の実証試験装置を畜産現場に設置し、実証データを蓄積することによって、畜産バイオマスを原料とするエネルギー化技術の実用化に向けた取組を推進するとともに、これらに必要な環境整備を行い、畜産農家への普及を図る」とも整合している。

b) 施行規則第 6 条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第 2 に掲げる対象事業項目）

第 3 号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【2 / 2】

1 特定地域活性化事業の名称

超省エネルギー炭化・灰化実証試験事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社群馬銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、世界最先端の低温ガス化技術を応用し、運転開始時ののみ外部のエネルギーを投入する超省エネルギー炭化・灰化装置を早期に実用化し、鶏糞を炭化・灰化物として活用しかつ環境調和型畜産業とするために、超省エネルギー炭化・灰化装置の実証試験を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。超省エネルギー炭化・灰化装置実証試験事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「安全・安心な畜産物を持続的に供給する畜産業としていくため、畜糞というバイオマス資源を有効に活用し、従来から研究を進めてきた世界最先端の新技术である家畜排せつ物の低温ガス化技術等を導入することでエネルギーの自立化を図り、さらに原料をたい肥化することなく処理することで過剰施肥対策と臭気対策を講じることができる環境調和型の畜産業としていくことが必要である」及びその解決策である「世界最先端の低温ガス化技術やこれを応用した超省エネルギー炭化・灰化装置の実証試験装置を畜産現場に設置し、実証データを蓄積することによって、畜産バイオマスを原料とするエネルギー化技術の実用化に向けた取組を推進するとともに、これらに必要な環境整備を行い畜産農家への普及を図る」とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第3号 地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

別紙 2 - 8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・家畜排せつ物臭気対策補助金（平成 22 年度から措置／予算額：平成 24 年度 21,600 千円）
家畜排せつ物発酵処理施設の悪臭防止対策のため、地域結集型研究開発プログラムで開発した脱臭装置を導入する畜産農家、組織などに対して設置の補助を行う。
- ・ぐんま新技術・新製品開発推進補助金（平成 22 年度から措置／予算額：平成 24 年度 10,000 千円）
群馬県が推進するバイオマス燃料等の環境・エネルギー産業分野において、中小企業者が自ら行う、又は大企業等と連携して行う新技術・新製品に関する開発のうち、具体的な技術的課題が明確で、新規性があり、事業化とその後の市場性が見込まれるものに対して補助する。
- ・環境・エネルギー推進事業費補助金（平成 23 年度から措置／予算額：平成 24 年度 3,000 千円）
地域結集型研究開発プログラムで開発された脱臭装置の普及活動のため（公財）群馬県産業支援機構に対して補助する。

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・エネルギーの地産地消の促進や、低炭素社会の構築に向けて、群馬県の特性を活かし、太陽光、水力及びバイオマスによる発電について導入促進を図るため、平成 27 年度までの導入目標値を設定し、その目標達成に向け積極的に取り組むこととしている。

特に畜産バイオマスについては、以下のように目標値を設定している。

H23 出力：0kW→H27：750kW(堆肥 1t あたり 37.5kW 程度を想定)

増加分 20t/日×900kWh/t×1 か所×365 日＝発電電力量 6,570,000kWh

- ・群馬県の自然的条件及び経済・社会的条件に即したバイオマス活用施策を効果的に推進するため、バイオマス活用の基本的な取組と利用量等の目標値を示した「群馬県バイオマス活用推進計画」を策定しており、畜産資源（家畜排せつ物）については、引き続き、堆肥化を中心に利用するなかで、利用量（146,587t/年）の 10%を低温ガス化技術によるエネルギーに利用することを推進している。

3. 地方公共団体等における体制の強化

- ・地域協議会の母体となる地域結集型研究開発プログラム「企業化促進会議」が低温ガス化装置、超省エネルギー炭化・灰化装置の開発の進行管理や現場の意見を反映させること、さらに普及を図ることを目的に平成 18 年 1 月に設立された。その「企業化促進会議」を総合特別区域法に基づく地域協議会に位置付け平成 23 年 5 月に「ぐんま環境・エネルギー推進会議」に組織の改編を行った。

【ぐんま環境・エネルギー推進会議事務局 人員 3 名（兼務）】

- ・地域活性化総合特別区域を推進するため（公財）群馬県産業支援機構にコーディネーターを配置し、本事業の技術の実用化・事業化を支援している。

【（公財）群馬県産業支援機構 コーディネーター 人員1名】

- ・地域活性化総合特別区域の推進を図るため、群馬県庁内に関係部局による群馬県企画会議環境調和型畜産振興特区推進検討部会を設置した。

【検討部会構成員 3部局5室係長】

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・「(独) 科学技術振興機構 地域結集型研究開発プログラム」として事業実施（平成18年～平成22年）
- ・「(独) 科学技術振興機構 先端的低炭素化技術開発事業（ALCA）」として、地域結集型研究開発プログラムに引き続き、「バイオマスの超低温接触ガス化（500℃以下）発電システムの開発」を実施（平成23年～平成27年）
- ・「(独) 科学技術振興機構 研究成果最適展開支援プログラム（A-STEP）」として、「鶏糞低温熱処理装置の開発」を実施（平成24年～平成25年）
- ・「地域づくり協働モデル事業」として、NPO法人与行政等が協働して畜産環境改善技術の普及を促進する（平成23年度～平成24年度）

別添3 特別の措置の適応を受ける主体の特定の状況

主体が特定されていない場合

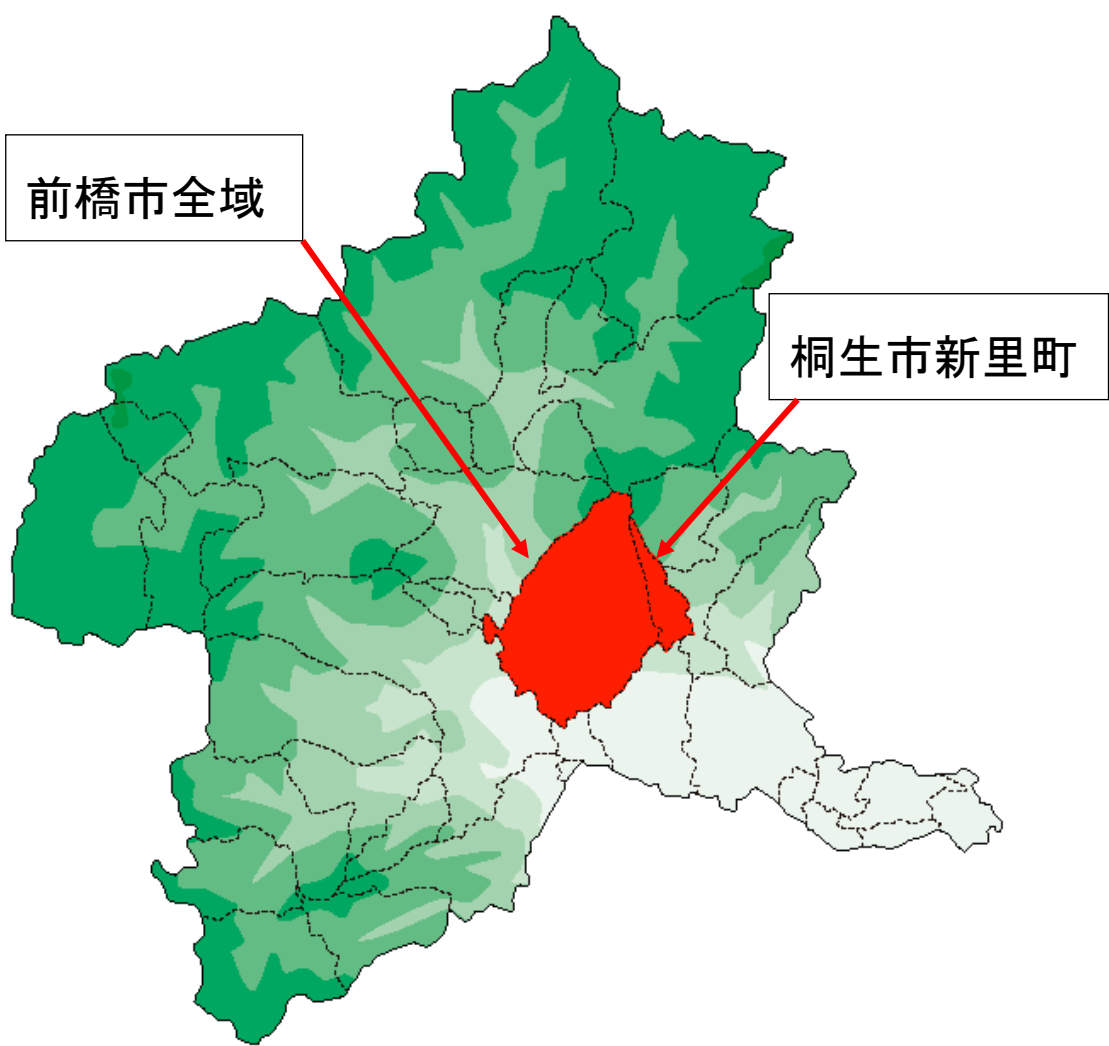
対象事業名	低温ガス化装置実証試験事業（規制の特例措置（地域活性化総合特別区域畜産バイオマス高効率エネルギー利用事業）） 別紙2-1関係
これまでの調整状況	23年 5月 ぐんま環境・エネルギー推進会議の設置 23年12月 地域活性化総合特区指定 24年11月 群馬県小規模内燃力発電設備安全評価委員会の設置 25年 5月 ぐんま環境・エネルギー推進会議の開催
特定する方法	財政の支援措置制度で設定された方法により、ぐんま環境・エネルギー推進会議が事業者の公募を行う。 事業者は、ぐんま環境・エネルギー推進会議が決定するが、採択審査委員会の書面審査との2段階で行う。 採択審査委員の構成 前橋工科大学特任教授 下田祐紀夫、（独）国立高等専門学校機構群馬工業高等専門学校特命教授 小島 昭、（独）日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所所長 玉田 正男、群馬県立産業技術センター所長 眞下 寛治、群馬県企画部新エネルギー推進課長 布施 正明
今後の予定	25年 7月～8月 公募受付 25年 9月 選定委員会、審査結果の公表 事業者の決定 事業開始

別添6 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	ぐんま環境・エネルギー推進会議
地域協議会の設置日	平成23年5月17日
地域協議会の構成員	群馬県、前橋商工会議所、サンデン(株)、(株)ヤマト、(株)キンセイ産業、(株)中島自動車電装、(有)ジー・エヌ・エス・テクノセールス、(株)トマル、(株)林牧場、農事組合法人 吉野牧場、鳥山畜産食品(株)、(社)群馬県畜産協会、(社)群馬県配合飼料価格安定基金協会、群馬県ゴルフ場支配人会、(財)群馬県公園緑地協会、群馬大学、群馬高専、(独)日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所、特定非営利活動法人 ぐんまテクノサポーターズ、(株)群馬銀行、(財)群馬県産業支援機構 ワグザバー：前橋市、桐生市、高崎市、太田市、(独)科学技術振興機構
協議を行った日	①平成23年8月12日 ②平成24年6月14日 持ち回りで協議 ③平成25年5月16日 持ち回りで協議
協議会の意見の概要	(①について) 1. 東日本大震災後の計画停電を経験し、エネルギー安定供給の大切さを実感した。低温ガス化技術を早期に畜産現場で使えるようにすることで、畜産業のエネルギー自立が可能となる。糞の減量や臭気対策につながる。これからの畜産業は環境を考える必要がある。実証試験現場を提供する。 2. 家畜糞は特殊肥料としてきたが、低温ガス化装置の燃料、超省エネルギー炭化・灰化の原料としてもらいたい。 3. 畜産振興、観光振興を図るためには地域住民への説明も必要である。NPO法人に畜産農家だけでなく地域住民に分かりやすく説明してほしい。 4. 工場での試運転や実験が必要であり、製造現場の規制緩和を加える。 5. 畜産現場普及には経営が厳しいので導入補助金を充実して欲しい。 6. 総合特区に是非申請する。
意見に対する対応	(①について) 1. については、意見を踏まえ、指定申請書に記載を追加した。 2. については、意見を踏まえ、規制緩和について十分な記載とした。 3. については、意見を踏まえ、NPO法人の関わりを強調した。 4. については、意見を踏まえ、(株)キンセイ産業所在地を追加した。 5. については、記載済みであった。 6. については、申請書作成に協力を得た。

事業が行われる区域

群馬県



畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用
による環境調和型畜産振興特区

〈〈非公表〉〉

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、非公表といたします。

群馬県小規模内燃力発電設備安全評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 群馬県は、総合特別区域法（平成23年法律第81号）に基づき、地域活性化総合特別区域（以下「総合特区」という。）として指定された「畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区」における小規模内燃力発電設備に係る安全確保について、事業者が行う安全対策を検証することが必要であることから、専門家や学識経験者等により構成された群馬県小規模内燃力発電設備安全評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合特区内の小規模内燃力発電設備の設置に関すること。
- (2) 総合特区内の小規模内燃力発電設備の仕様、燃料及び能力に関すること。
- (3) 総合特区内の小規模内燃力発電設備のメンテナンスに関すること。
- (4) 総合特区内の小規模内燃力発電設備における事故の分析及び調査に関すること。
- (5) その他、総合特区内の小規模内燃力発電設備に関して必要なこと。

(構成及び委員等)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）をもって構成する。

- 2 委員等の任期は、平成26年3月31日までとする。ただし、委員等の任期中に変更が生じた場合には、当該委員等の属する機関等の後任者が在任期間を引き継ぐものとする。
- 3 委員会には、必要に応じて新たな委員等を加えることができる。

(役員)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が会議に出席できないときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(開催)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて随時開催するものとする。ただし、初めての開催については、新エネルギー推進課長が招集できるものとする。

2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとし、議事は、出席委員の過半数の同意をもって決する。

3 委員等は、会議の出席にあたって代理の者を出席させることができる。

4 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができる。

5 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、委員長は、委員に対して、書面又は電磁的方法により賛否を求め、これを委員会の議決に代えることができる。

(報告)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会における検討の経過及び結果を関係機関及び団体に報告することができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会に係る庶務は、企画部新エネルギー推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成24年11月12日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表
(委員)

<<非公表>>

※このページについては、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことから、非公表といたします。